

条例の一部改正（主なもの）

- 袋井市コミュニティセンター条例の一部改正について
 - 袋井市コミュニティセンター施設条例の一部改正について
 - 袋井市宇刈いきいきセンター条例の一部改正について
 - 袋井市手数料条例の一部改正について
 - 袋井市老人福祉センター条例の一部改正について
 - 袋井市運動施設条例の一部改正について
 - 袋井市風見の丘条例の一部改正について
 - 袋井市労働者福祉センター条例の一部改正について
 - 袋井市墓地条例の一部改正について
 - 袋井市水道事業給水条例の一部改正について
 - 袋井市都市公園条例の一部改正について
 - 袋井市月見の里学遊館条例の一部改正について
 - 袋井市メロップラザ条例の一部改正について
- 以上13議案は、使用料・手数料の定期見直しの結果、受益者負担の原則と公平性の確保及び財政健全化を踏まえた適切な料金算定の観点から所要の改正を行うものです。

その他

● 公共施設の指定管理者の指定について

次の公共施設の指定管理者を指定するものです。
指定の期間はいずれも令和7年4月1日から5年間にあります。

- ◎ 袋井市月見の里学遊館ほか1施設
- ◎ 袋井市スポーツ協会グループ
- ◎ 袋井市メロップラザ
- メロップラザポーターグループ

〔議員提出議案〕

国に対する意見書（要旨）

市議会は次の意見書を国に提出する議案を全会一致で可決しました。

● フリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する支援を求める意見書

民間のフリースクール等は、さまざまな事情により学校生活になじめずにいる子どもたちの居場所であるが、学校教育法に基づく学校に該当せず、公的な支援もないため、その運営は大変厳しい。

また、保護者にとっても利用料や通所費など負担が大きく、経済的理由で利用を諦める家庭も多い。増加する学校になじめない子どもたちにも多様な学びの場が保障されるよう、次に示す学校外のフリースクール等への支援を適切に行うことを求める。

- (1) 不登校児童生徒やフリースクール等に関する詳細な実態調査を実施し、実態に即したきめ細やかな施策を実施すること。
- (2) 不登校児童生徒が、家庭の事情に関係なくフリースクール等での学びの機会を確保するため、保護者の負担軽減に資する経済的支援を早急に実施すること。

〈提出先〉

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣

11月臨時会

市議会は、11月8日に臨時会を開催し、1議案と1件の報告が上程され、採決の結果、原案どおり可決・承認しました。

工事変更請負契約の締結

- 令和5年度（債）市道大谷幕ヶ谷線災害復旧工事

《契約相手先》 丸明建設株式会社
《契約金額》 2億1976万円
《工期》 令和5年11月7日から令和7年10月31日まで



令和5年度より進めている市道大谷幕ヶ谷線災害復旧工事施工箇所の様子（令和6年7月3日撮影）

専決処分の承認

- 令和6年度袋井市一般会計補正予算（第5号）について

「第50回衆議院議員総選挙」執行のため、必要な経費を専決処分したため承認を求めるものです。